

パブリックコメント募集について

恵那市分担金等徴収条例の一部改正について検討するにあたり、パブリックコメントを募集します。

1. 条例名

恵那市分担金等徴収条例の一部を改正する条例（案）

2. 改正の概要

市では、新たに強風、大雨、大雪等による倒木に伴う道路の通行止めの発生を抑制するため、あらかじめ民地を含む道路周辺の立木及び通行に支障となる樹木の伐採を地域と協力して実施する「重要インフラ保全対策事業」を創設します。

樹木の管理は、原則、所有者の責任で行うものではありますが、この事業は、重要な道路の保全が目的であり、公益性が高い事業です。

個人負担を軽くすることで取組を促進できるよう、受益者負担は、受益者の所有する土地の樹木伐採費の100分の10以内とします。

3. 条例改正の内容

- ・対象事業に重要インフラ保全対策事業を追加
- ・分担金の負担率は、100分の10以内

4. 募集期間

令和7年12月23日（火曜日）から令和8年1月19日（月曜日）まで

5. 提出方法

様式は任意です。

- (1) 表題「市分担金徴収条例の一部を改正する条例（案）」
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 電話番号
- (5) 意見

を記入し、市役所へ直接持参するか、郵送、ファックス、メールで提出してください。

- ・直接持参 建設課（本庁舎2階）
- ・郵送 〒509-7292（住所不要）建設課
- ・ファックス 0573-25-8294
- ・メール kensetsu@city.ena.lg.jp